

◎新潟県告示第336号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により信濃川水系信濃川中流圏域河川整備計画（令和元年9月6日新潟県告示第403号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課、長岡地域振興局地域整備部、三条地域振興局地域整備部及び柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世